

## 平成29年度 第2四半期 指摘事項一覧（事業者の処置結果追記分）

原子力事業所又は原子力施設名：日本原電(株)敦賀発電所

作成責任者 統括原子力運転検査官 加藤照明

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成29年9月15日	楠見 大和田	安全管理室 マネージャ	焼却炉設備における放射能濃度の測定遅れについて保安規定第310条の違反事項としたが、以下、品質保証や運用面で課題があるため指摘した。		
				・焼却炉停止時に排ガスパロウ出口弁が10%開となっており、汚染管理区域の気体が外気と通じていることから、焼却炉排気筒からの放射性物質の放出管理を実施しなければならないこと	平成29年9月15日	焼却炉設備停止中は、新たな放射性廃棄物の焼却処理(放射性物質の発生)はなく、また焼却炉排ガス放射線モニタで常時監視しているが、放出放射線量及び放射性物質濃度の評価をより正確に実施するため、排ガスパロウを可能な限り運転することとした。
				・焼却炉排気筒から排出される放射性気体廃棄物の測定記録において、平成28年11月14日～21日及び平成29年4月17日～24日の記録を修正していたが、旧版印のみ押印し、品質記録管理要領に基づかない、不適切な記録処理をしていること	平成29年12月5日	保安規定の「設備稼働中のみ」の表現が二次文書「焼却炉運転中のみ」、三次文書「設備(焼却炉排ガスパロウ)稼働中のみ」と表現が異なるが、これらが焼却炉運転中の要求であると考え、放出管理の観点からの検討が足りなかった点について、焼却炉設備の「設備稼働中」の定義を明確にし、N2ページの排ガスパロウ起動は「設備稼働中」と解釈し排ガスパロウを運転し保安規定に基づき測定するように「敦賀発電所2号機放射性廃棄物処理設備運転手順書」及び「敦賀発電所2号機警報処理手順書」を変更し当該事象に係る教育を行った。また、「放射線管理等報告書」等の訂正を行った。(確認終了)
				・焼却炉排気筒から排出される放射性気体廃棄物の測定において、保安規定第310条表310-2に定める頻度で測定していないことを5月10日に確認した後、保存していたフィルタの測定を行ったものの、速やかに不適合管理をすべきところ、8月25日まで実施していなかったこと	平成29年9月15日	不適切な処理を行っていた記録について、適切な訂正を行い、不適切な処理を行っていた原因を確認し、必要な対策を実施する。
					平成29年12月5日	記録を訂正する場合には「品質記録管理要領」に基づき不適合管理票を発行して行うこと及び記録の扱いについて「品質記録管理要領」にて教育を行った。(確認終了)
					平成29年9月15日	5月10日に保安規定で定める頻度で測定していなかったことを確認した際に、不適合管理票を発行しなかったことについて原因を確認し、必要な対策を実施する。
					平成29年12月5日	未測定の事実を確認する等の通常と異なる状況を確認した時点で不適合管理票を発行することを教育した。(確認終了)

## 平成29年度 第2四半期 指摘事項一覧（事業者の処置結果追記分）

原子力事業所又は原子力施設名：日本原電(株)敦賀発電所

作成責任者 統括原子力運転検査官 加藤照明

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
			発電室 マネージャ	・保安規定の要求事項である焼却炉排気筒の「よう素131濃度」「粒子状物質濃度(主要ガンマ線放出核種)」測定の実行性を確認することについて、具体的方法が発電所の規程に定められておらず、発電長が確認出来なかったことが同測定の遅れの要因の一つとなったこと	平成29年9月15日	測定結果の通知を受けた際、発電長が確認する具体的な方法を規程に反映する。
					平成29年12月5日	放出管理マネージャの役割に基づく具体的な業務内容を明確に規定した。また、放射線管理部門が測定結果の作成や決裁の時点で排ガスブロウ運転の有無を焼却炉運転記録と照合し確認すべきであった点について、排ガスブロウの運転状況を「焼却炉設備運転記録」にて確認するとし「敦賀発電所放出管理手順書」を変更した。(確認終了)